

様式 1

見附市議会議長 様

令和 5 年 12 月 4 日

見附市議会議員 徳永 英明

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、会議規則第 61 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【1】 稲作農家の収入減少の対応について

答弁を求める者 市長

この夏の記録的な猛暑や降雨の少ない渇水により、農作物全般が収穫量の減収や大幅な品質低下により農家収入が減少しました。市民の皆さんも、電気料金、燃料費及び食料品等の高騰に苦しい生活を強いられる中、より良い農産物を作る事を目標に農業生産に努力しましたが、結果的に過酷な自然条件には敵わず無残な結果となってしまいました。

市内の水稻作付面積の約 6 割を占める主要銘柄であるコシヒカリの品質検査結果では、JA えちご中越(見附管内)に集荷された 1 等米比率は 0.1%、2 等米 7.3%、3 等米 80.8%、規格外 11.8% の結果でした。

2023 年県産米の作況指数は 95 の「やや不良」と豪雨に見舞われた鳥取県と並び最も低い数値で全国最低となり、県の試算では農家収入の平均比で 13% 減少するとのデータも出されました、これを受け、県内 30 ある市町村で約半数に上る市町村で農家への何らかの支援策が打ち出されました。

当市においても、迅速に積極的な支援策が講じられ、おかげで離農を考えておられた農業経営者の方々から、思いとどまっていたいだいたのではないかと感じております。

しかしながら、当市の支援策には「対象者 1 回限りとする」との明記があり来年度も今回と同じような天候に見舞われる恐れもあります。再度、同じような要望が出てくるかもしれないのです。

その問題に対しては、今回の支援策にある農家がより多く収入保険に入する事により、軽減できる有効な手立てではないかと思います。

まず理由を述べる前に農業共済についての概要説明を致します。

* 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

第 16 号

-5.12.4

No. 1

見附市議会事務局

農業共済制度の 3 種類、どれも農林水産省の制度です。

ア 畑作及び水稻共済

農作物全種で販売を目的とする全農家が加入対象、病虫害や自然災害による収量減少のみの保険です。

掛金は、標準 433 円／反（掛け捨て）共済利用の場合翌年掛け金が変動します。

イ 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

収量の減収と米価の下落が対象で品質の低下は対象外です。加入者の対象は認定新規就農者、認定農業者、市町村の認定を受けた集落営農組織、収入保険に加入していない農家。掛け金の掛け捨ては有りません。積立を目的にしています。

ウ 農業経営収入保険

農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償し、あらゆるリスクから農業経営を守る言わばセーフティーネット（安全地帯）として機能しています。

自然災害や病虫害鳥獣害などの減収はもちろん、例えば今回のような等級落差による減収、取引先が倒産した、盗難や運搬中の事故にあった、けがや病気で収穫が出来ない、災害で作付け不能になったなどが対象です。

保険料は掛け捨て、保険料率は補償額の 1.18%（50%国庫補助後）で、自動車保険と同様に保険金の受け取りがない場合、段階的に掛け金が下がります。積立金は、基準収入の 2.25%（新規加入時のみ）75%の国庫補助があり、積立金は自分の物であり、補填に使われない限り翌年に持ち越されます。参考までに加入者より積立金の負担軽減を求めるニーズに応じ、保険での補償を充実する新しいタイプも新年度に向け検討されています。付加保険料（事務費）は基準収入が 1,000 万円の場合を例にすれば 22,000 円です。

加入者の対象は、青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。令和 6 年からは、新規加入申請時に青色申告実績が 1 年あれば加入できるようになりました。令和 5 年分を青色申告する農業者であれば令和 6 年から収入保険に加入することができます。これに該当する市内の農業者は約 200 人程度見込まれます。

当市において既に約 100 人の農業者が収入保険に加入しておられ、耕作さ

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

れている面積は 865ha で、今年度の水稻の作付面積は 2,020ha の約 43%にあたります。該当する 200 人の農業者から加入してもらう事が出来れば作付面積の約 80%程度、収入保険でカバー出来る可能性が生まれてきます。

共済の加入形態は、アトイの組み合わせが一般的、ウの収入保険は、単独で他の共済と重複できません。

令和 6 年産米に向けた意見交換会が 10 月 24 日、長岡市で開催され、新潟県（長岡、三条、柏崎地域振興局）、全農にいがた、JA えちご中越との会合が持たれ、1 等米比率低下の要因や次年度に向けての検討会がありました。内容は公表されていません。決定的な対応策は難しいはずです。理由としては高温耐性品種の品種改良にしても令和 27 年を目標との公表があり、1 等米比率の高い新之助の作付けについては耕作面積 4ha 以上で事前に県の承認を受ける事が条件です。コシヒカリの遺伝子を持つ新潟大学で品種改良された「新大コシヒカリ」(NU1 号) は比較的暑さに強いと評価されていますが、実証実験途中ですから種籽の入手が不可能です。田植え時期を遅らせるについては、田植え作業時の人手の確保や信濃川から用水の取水期間を国と調整する必要が発生するなど、多くの問題があります。

これらの問題をクリアするには長い期間を必要とします、これらを総合的に判断すれば収入保険に加入して安定した収入を確保する当市の建付けは、評価できます、以上の点を踏まえていくつか質問いたします。

1 収入保険加入促進支援を関係者へ迅速に周知する手段について伺います。

2 収入保険加入促進支援については、令和 6 年から農業収入の補償を受けたい場合は、新潟県農業共済組合へ令和 5 年 12 月中旬までに新規加入の手続きが必要と NOSAI 広報紙に記載されていましたが、農家への周知が完了する時期であり、申請手続きが間に合わないと思われます。これについて市の考えを伺います。

3 新潟県の研究会が 10 月 30 日と 11 月 28 日の 2 回、新潟大学農学部の山崎教授を座長に専門家や農業団体、県関係者ら 12 人で構成する会合で 1 等米比率低下についての話し合いが持たれました。次年度への作付け指導が、ありましたら伺います。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

4 11月30日の新潟日報朝刊に新潟県が農業高温対策に2億2千万円の予算を追加計上したと記載されていましたが、支援概要がお分かりでしたら伺います。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【2】 空き家問題について

答弁を求める者 市長

見附市の2023年(令和5年)4月1日現在、人口38,881人・世帯数15,277世帯・高齢化率33.7%・出生者数214人・死亡者数544人、2010年(平成22年)の人口は42,784人・高齢者率25.7%・2020年(令和2年)の人口40,099人・高齢者率32.3%。10年間で2,685人の人口減少、高齢者率6.6ポイント上昇しました。2020年から2023年の3年間では、1,218人の人口減少、高齢者率1.4ポイントの上昇です。国立社会保障・人口問題研究所(社人研)2013年3月の将来推計によれば、2040年(令和22年)では2010年(平成22年)と比較すれば、人口は26%減少し、約31,000人。高齢者率は12.8%ポイント増え、38.9%の推計が出ています。

しかしながら、厚生労働省が11月24日に公表した人口動態速報値(外国人を含む)によれば、2022年の出生数は770,747人で80万人台を割り込んだばかりですが、2023年は70万人台半ばとなり、過去最少を更新すると発表がありました。以上の数字から少子高齢化・人口減少は予想を上回る速さで進んでいることが伺えます。

私の住む町内一つの班として、13軒在りましたが7年間で3軒が空き家になり、独居老人世帯も増えつつあります。若い世代の人たちは、買い物に便利、病院が近くにある、駅に近いまたは交通の便が良い、利便性の良い土地を買い求め、親と別世帯となっておられる家族が多く見受けられます。市内でも人口は減少していますが世帯数が増えている事がその証です。その土地に価値観が見い出せないのであればタダでも要らない。逆に価値感があれば多少高くても購入すると思います。

農村部に住む高齢者世帯では土地、建物を処分して市が推奨する立地適正化計画の策定に基づき、中心部に出来る事なら移り住みたいと考えている人たちは多くおられますが、現実は思い通りにはいきません。古い住居の解体撤去費用が重くのしかかってきます。営農されていた農家であれば、住

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

居の他に作業所、格納庫、敷地内の庭木の処分、土蔵があるとなれば、更地にするための必要経費が 1,000 万円の大台にのるケースもあります。更地にすれば更に固定資産税が高くなり、この状況では相続すべき親族の方は、相続放棄する方が増え続けると思います。農村部の土地は金融機関の担保にもならない評価値の低いところばかりです、これらを処分し中心部に移り住むなど不可能に近いと言えます。これらの観点より質問いたします。

- 1 平成 30 年時点で、空き家は市内に 1,130 件で年々増加傾向ではあると思われますが、直近の空き家件数は何軒か伺います。
- 2 見附市空き家バンクへ所有者から売りたい、貸したいという登録件数、また利用希望者の相談件数、成約件数について伺います。
- 3 空き家をそのままにしておいたほうが固定資産税が安いことから、放置の要因になっているとの声を耳にしますが、市としてはどの様に受け止めておられるか伺います。
- 4 寄附採納により所有した旧寺師医院の利活用について、令和 3 年 2 月所有者より相談を受けてから早くも 2 年 9 ヶ月が経過しました、SV 事業の関連として利活用の検討を進めたいとの市の説明でしたので期待していましたが、未だ方向性も見えてないと思われます、現状について伺います。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ